

慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resources

Title	南北朝初期における小山氏の動向：特に小山秀朝・朝氏を中心として
Sub Title	Activities of the Oyama Clan in the early Namboku-cho Period, with special reference to Hidetomo and Tomouji Oyama
Author	松本, 一夫(Matsumoto, Kazuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1986
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.55, No.2/3 (1986. 1) ,p.117(231)- 129(243)
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19860100-0117

南北朝初期における小山氏の動向

——特に小山秀朝・朝氏を中心として——

松 本 一 夫

一 はじめに

小山氏は平安期以来の一國検断職を維持しつつ頼朝が勃興するやその幕下に属し、以後鎌倉期を通じて下野守護に任ぜられた。⁽¹⁾この時期においても政治的経済的に国衙在庁を掌握しており、従って鎌倉幕府崩壊後の建武新政期及びその後の南北朝内乱期に至るまで守護及び実質上の国司として極めて強い下野国支配が続いたと思われる。これは峰岸純夫氏の説かれる如く、前代以来武家進退が続いた東国の中でも千葉氏等利根川以東の伝統的豪族が守護に引き続き任ぜられたケースの一つである。⁽³⁾

ところで南北朝初期における小山氏の動向について佐藤進一氏は、「建武四年十二月に小山氏は奥州より南下した北畠顕家軍によって攻められ、惣領朝氏は捕えられた。この時小山氏は宇都宮氏のように同族が南北両党に分裂した

形跡はないから、守護職は剝奪されたとみてよい。」「暦応元年秋、康永二年に及ぶ北畠親房の常陸経営の期間、小山氏は一応南朝方に立ちながら容易に親房の指令に服さず、端倪すべからざる動きを示した。」と述べておられるが、⁽⁴⁾果してそう言いきれるのか疑問を抱いたので、以下小山秀朝・朝氏の守護在職期を中心に検討していきたい。

註

- (1) 佐藤進一「増訂鎌倉幕府守護制度の研究」
- (2) 石井進「鎌倉時代『守護領』研究序説」(『日本中世国家史の研究』所収)
- (3) 峰岸純夫「上州一揆と上杉氏守護領国体制」(『歴史学研究』二八四号)
- (4) 佐藤進一「室町幕府守護制度の研究上」

二 小山秀朝の活動

元亨三年十月二七日に「小山下野前司」なる者が、北条貞時の十三年忌に際し錢百貫文を進上しており、『小山市史』の編者はこれを秀朝か、と推定しておられる。しかしこれには秀朝の父貞朝の没年が問題となる。『尊卑分脉』の徳治二年をとれば秀朝の可能性が高くなるが、『常楽記』の元徳二年をとれば、元亨三年当時は未だ貞朝は存命だったことになり、この人物は貞朝を指す可能性が出てくる。

元弘元年八月後醍醐天皇は京を脱して笠置に布陣し、天皇の呼びかけに応じた楠木正成は九月、赤坂城において挙兵した。これに対し幕府は、大仏貞直・金沢貞冬らを大将とする二十万余といわれる大軍を西上させるが、「光明寺残篇」所収のこの時の交名中にみえる「小山大夫判官」は秀朝その人と考えられる。

さらに同文書十月十五日条によれば、「小山判官」則ち秀朝は赤坂城攻めに際し、陸奥守大仏貞直以下の軍に属していたことがわかる。また『増鏡』によれば、翌元弘二年四月に秀朝は、討幕計画に参画して幕府に捕えられ下野国に配流になった公卿洞院公敏を預っており、佐藤氏及び新川武紀氏はこれを秀朝の守護在職を示す傍証としてあげておられる。

以上みてきた段階までは、当然乍ら秀朝は幕府の忠実な守護としての活動をみせるが、元弘三年五月の足利尊氏による六波羅攻め、及び新田義貞の上野国における挙兵という情勢をみて、態度を急変させる。則ち『太平記』巻十によれば五月十七日には小山判官(秀朝)は千葉貞胤と兵に金沢貞将を武蔵国鶴見に破っており、義貞の鎌倉攻めに従軍していったことがわかる。

建武政権が成立すると秀朝はその下で守護兼国司としての活動を示す。則ち建武元年八月二日付大内山城入道宛大膳権大夫某奉書の端裏書によれば、東茂木保の茂木知貞代祐恵への打渡しを小山下野守(秀朝)が遂行したとあり、一方その四日後に同じ東茂木保に関する下野国衙在庁官人の連署打渡状が上申されている事実を考えあわせれば、磯貝富士男氏が指摘される如く、小山秀朝が守護兼国司としての強力な権限を背景に在庁官人を指揮し所務の遵行にあたったことが推測される。この後の活動についてはしばらく不明であるが、建武二年三月初めには下野国内に不穏な動きがあったらしく、足利尊氏が磐城国白河郡の石川詮持等に対し、下野への発向を命じており、また同年四月には後に北条時行に与同する小栗重貞が長沼庄の用水を違乱するのを停止させることを長沼秀行が命ぜられてい(13)る。その北条時行の乱に際し、武蔵に出兵した小山秀朝が

同年七月二二日に渋川義季と共に敗れて自害（討死）したことは諸本の一致するところである。⁽¹⁴⁾ 事実関係が詳しい『梅松論』延宝本及び『太平記』天正本によれば、信濃で挙兵し上野を通過し鎌倉へ向う北条軍に対し、渋川義季・岩松経家等が発向して武蔵国女影原にて戦ったが敗れ、足利直義の厳命により重ねて発向した小山秀朝も利なくして府中において自害した、という。『梅松論』延宝本には、秀朝に従って自害した（または討死した）一族家人は「数百人」とあり『太平記』と大差はない。もとよりこの数は史料の性格上そのままは信じ難い面もあるが、当該期の足利一門及び有力外様守護の動員兵力は五百騎余りである、という指摘から考えてそれ程的はずれとも思えない。

いずれにせよ、この段階で小山氏は惣領秀朝と一族家人の多くを失なうという大きな痛手を被ったわけであり、このことは後の内乱期における小山氏の動向に甚大な影響を及ぼしたと考えられる。

註

- (1) 円覚寺文書北条貞時十三年忌供養記（『小山市史』史料編中世補遺四〇号。以後『市史』と略す）
- (2) 『市史』一四一号
- (3) しかも「下野前司」という表現を信じれば貞朝の可能性は高くなる。なお湯山学氏も「小山出羽入道円阿をめぐって」

南北朝初期における小山氏の動向

鎌倉末期の下野小山氏」（『小山市史研究』三号）の中で貞朝説をとっておられる。

- (4) 『市史』一四二号
- (5) 『群書類従』巻第四五四。佐藤進一「光明寺殘篇小考」（佐藤前節註（1）掲書所収）
- (6) 『市史』一四四号
- (7) 佐藤前節註（4）掲書及び新川武紀「下野国守護沿革小考」（『栃木県史研究』二二号）。なお『大日本史』にはこの時万里小路季房も下野国に流されたとある。
- (8) 『市史』一四六号
- (9) 『栃木県史』史料編中世二・茂木文書八号（以後『県史』と略す。）なお大内氏は「尊卑分脈」によれば結城朝広の孫宗重が大内新左衛門と称したとあるように小山一族であり、芳賀郡大内庄を本拠とした有力領主である。『太平記』巻三に元弘元年の笠置攻めの幕府軍の中に「大内山城前司」なる者がみえるが、同一人或いは一族の者か。小山惣領家との関係は康暦二年の裳原合戦の際にも確認できる。（高橋勝利「茂木庄の研究」・『下野史学』十九号）
- (10) 『県史』中世二・茂木文書九号
- (11) 磯員富士男「小山義政の乱の基礎的考察」（『小山市史研究』六号）
- (12) 同年三月五日付足利尊氏軍勢催促状写。（『県史』中世四・水府志料一号）
- (13) 同年四月十日付後醍醐天皇繪旨。（『県史』中世二・皆川文

書六号)

(14) 小山泰朝氏所蔵小山系図のみ七月十三日とするが、これは明らかに誤りであろう。

(15) 『市史』一四八・一五〇号

(16) 森茂暁「高一族と室町幕府」(『史淵』一一三輯)

三 小山朝氏を中心とした動向

小山秀朝の死後⁽¹⁾、これを嗣いだ小山常犬丸(朝氏)⁽²⁾は、建武二年八月建武政府より下野国務を恩給される⁽³⁾。

これは同政府が、鎌倉において独自の動きをみせ始めた尊氏・直義に対抗して、小山惣領家に恩給を与えることによつて忠誠を要求したとみるべきであろう。しかし同年十一月の足利氏の離反に際し、小山氏はこれに従軍していったことが明らかである。則ち十一月二十日鎌倉を発した直義軍の中に「小山判官」がみえ、十二月十一日には尊氏軍に属して箱根竹の下で勲功をたて、十三日には「小山判官」が伊豆黄瀬川において新田軍に敗れたが、翌建武三年一月十六日には小山氏が京都中御門河原において新田軍を破っている⁽⁴⁾のである。この後小山氏が九州下向に従軍したことは、『太平記』卷十六北条家・西源院・南都本に延元元年五月十八日の日付で尊氏の西上軍の中に、また西源院本には同二五日の湊川合戦において尊氏軍の中に、それぞれ

「小山」の名を見出し得ることからも推測できる。⁽⁵⁾

同年後半からは、下野において小山氏と南朝勢力(主に奥州の北畠顕家軍)との戦闘がみられる。まず八月と十二月までの茂木氏一族の、顕家軍との軍事行動の中に「小山乃御館」⁽⁶⁾の警護や小山軍への従軍が建武三年十一月日付茂木知貞代祐恵軍忠目安状及び同年十二月日付茂木知貞軍忠状よりみられること、また前者の署判者が小山氏とみられ、後者の端裏書に「正文とこいぬとの」(則ち小山朝氏)とあることなどから、小山氏は下野守護としての軍事指揮権を茂木氏に対して発動していることが明白である。なお当時の下野の軍事指揮者としては桃井直常・貞直がおり、茂木氏の軍忠状の一部も桃井氏の署判を受けているが、これは勿論当時の情勢に対応して足利氏により臨時に派遣されていたものである⁽⁸⁾。同年十月十九日には小山朝氏が、足利尊氏より下野国内皆河庄内の闕所地の上杉憲顕への渡付を命ぜられており、守護としての活動を初めて明らかにするが、一方でそれより九日後に発給された小山氏の軍忠に対し常陸国中郡庄を預け置く旨の文書の名充人は「小山大後家」(朝氏の祖父貞朝の後妻)となっており、幼少のためになお小山惣領としての独自の力を完全には持ち得ない朝氏の姿をも看取できる。翌建武四年七月八日には「小山常犬丸代官が常陸の関城合戦に参加している」⁽¹²⁾。

同年十二月には再び北畠顕家の大軍が小山城を攻めてついにこれを抜き、朝氏は捕えられたが、結城宗広の嘆願により許された、⁽¹³⁾という。冒頭で既にふれたように、佐藤進一氏は小山氏同族は分裂していなかったことを前提として、これを契機に下野守護職は同氏の手を離れたとしておられるが、この二年後の暦応二年に朝氏が那須郡中山村の知行関係についての調査を請文をもって幕府に上申している事実から、朝氏が引き続き守護に在職していたことが明らかである。⁽¹⁴⁾ということは、顕家軍との戦闘による敗北が小山氏にとって決定的な打撃とはなっていないことを示している、といえる。

以上検討してきた建武四年末までの段階においては、小山氏は足利氏より恩賞給付を受けつつ明らかに北朝方としての軍事活動を行っており、一方南朝方自身も同年末北畠軍に従軍した結城宗広に対し「此辺又小山対治候へき」と命じているように、⁽¹⁵⁾小山氏を敵として意識していることは間違いない。

翌暦応元年（延元三年）に入ると、南朝方は五月には北畠顕家、閏七月には新田義貞をそれぞれ失ない、戦局は大いに不利となった。

そしてその巻き返し策として常陸には北畠親房が入部してきた。親房は厳しい東国情勢の中で白河の結城親朝の去

就が大きな鍵を握るとみて、さかんに書を送ってその蹶起を促しているが、同様に当時なお下野守護として厳然たる力を保持していた小山氏に対しても、親朝などを通じて南朝方への誘引を行っていた。⁽¹⁶⁾これに対し小山氏は不分明な態度をとり続けるが、延元四年正月七日付の北畠親房御教書写によれば、「兼又小山事、去月二九日進請文畢、殊目出候」とあり、延元三年末には小山氏が南朝への帰順を約束してきたことがわかる。しかしこれが単なる口約束に終わったことは、延元四年四月十二日付の親房御教書写の中に「小山事、乍申分明之領状、于今不参、雖不可然猶可参之躰候間、只今難及沙汰」とあることから明らかである。

この後も親房は小山氏の帰順を期待し続け、結城親朝も所領恩給を条件として誘引を画策したようであるが、結局奏効せず親房は延元五年正月親朝に宛て「彼等（小山）可参之由雖申之、遅々之上」を理由に陸奥国菊田庄内の小山朝氏等の所領を預け置いている。⁽¹⁷⁾『関城書考』⁽¹⁸⁾によれば、同所は親朝が石川郡・那須郡内の所職の替地として要求していたが、その時点では小山氏の態度が曖昧で南朝へ帰順する可能性があったので、親房は親朝に他の替地を勧めた、という。ということはこの延元五年正月の時点では小山氏の帰順を事実上不可能とみた親房が、かねてからの希望の地であった菊田庄内の所領を親朝に与えた、とみることがで

きる。

以上検討してきたように、この段階に至ると小山氏の北朝方としての積極的な活動はみられなくなり、しかも依然として南朝方にも容易に組しない、不分明な態度が続くようになる。これは勿論趨勢の定まらない東国の情勢も大きな原因であろうが、一方小山氏内部の状態にも何かその原因が求められないだろうか。佐藤氏が指摘されたように、本当に小山氏は「南北両党に分裂した形跡はない」のであろうか、次に検討していくことにする。

興国元年（暦応三年）五月十六日付親房御教書写の中に「小山又兄弟合戦候」という文言がみえ『小山市史』の編者はこれについて「詳細は不明」としておられるが、少なくとも小山氏内部に争いがあり、しかもこれが初めてではないことがわかる。また同年十月十日付の親房御教書写には小山氏の相変らずの不明瞭な態度を非難した後で「叔父五郎左衛門尉、先年別而懇望申旨候き」とある。この「兄弟・叔父」という表現は、当然当時の小山氏の惣領たる朝氏を中心としたものであろう。「尊卑分脉」には朝氏の叔父として秀政がみえ、その註記に「或宗長子云々、五郎左衛門尉（傍点筆者）」とあって親房の御教書の中の表現と一致する。遡って延元元年四月の武者所の結番交名の中の一審にみえる「藤原政秀」もその註記に「小山五郎左衛

門尉」とあることから秀政の誤記ではないだろうか。当時足利尊氏は九州より西上の途中であり、この人事は当然新田氏Ⅱ南朝主体に行われたものであるから、秀政の南朝加担はこの時期まで遡り得る、とも考えられる。いずれにせよ少なくとも興国元年の段階で、本来であれば年少の惣領朝氏を補佐するべき叔父の秀政が、南朝方としての行動を示していることは間違いない、その意味で興国二年五月二五日付の北畠親房書状写の中の「然而小山自身年少、可然之輔佐輩も不候歟」という文言も理解できる。同様に「兄弟」は朝氏の兄弟と考えられ、『尊卑分脉』には後に朝氏の守護職を継承したと推定される氏政がみられる。この場合は他に傍証がみられず推定の域を出ないが、仮にこれを朝氏・氏政兄弟の合戦としても、両者の当時の年齢から考えて自発的な意志による主導権争いというよりも、小山惣領家内部の確執ととらえるべきではないだろうか。先にあげた親房の書状には有名な近衛経忠の藤氏一揆計画のことがみえる。佐藤進一氏はこの計画について高柳光寿氏の説をひきながら南朝内部の反親房派による運動と、また永原慶二氏は渡辺世祐氏の説をひいて（庶子の独立傾向に対する）小山惣領家による同族結合の強化策と、それぞれ指摘しておられるが、これも今まで検討してきた小山惣領家の内部事情をふまえてとらえる必要があると思う。親房自

身も「是程短慮之事」⁽²⁴⁾と述べているようにこれは意図的・計画的なものではなく、南朝自身の脆弱さの所産とも言うべきものであったと思う。小山氏としても、近衛経忠の使節がこの計画をもって小山城に入り説得した際「於此事者不承諾申」⁽²⁴⁾したと言うが、当時の小山氏の内部事情から考えても積極的な行動に出ることは到底不可能だったであろう。興国二年四月五日付親房御教書写には「又寄事於兄弟確執、不及合戦之沙汰候歟」とあり、内部矛盾を抱えて明確な態度決定の不可能な小山氏の姿が推察できる。⁽²⁹⁾

こうした背景に関して、伊藤喜良氏が同じ東国の伝統的豪族千葉氏を例にとり、内乱期における畿内転戦が同氏内部の階層対立を促進し、これが鮮明になるにつれて独自の動きがとれなくなった事実を指摘しておられることは、大いに参考となる。⁽³⁰⁾

小山氏のこうした不安定な内部事情は当然北朝方にも大いに信頼を失なわせるものがあつたであろう。暦応二年秋に常陸の南軍勢力制圧のために派遣された高師冬と小山氏との関係は、翌興国元年頃より悪化している。⁽³¹⁾こうした事情の中で小山氏の守護職は幕府より剝奪された、とも考えられる。南朝方の親房もこの間小山氏の誘引を続けていたらしく、興国二年八月には小山氏より分明の回答があつた。⁽³²⁾しかしこれもまたその後の行動とは結びつかぬものに

終わり、親房自身も「いかに申候とも難被相憑候」・「小山内談不可有所期歟事」⁽³³⁾と述べている。

高師冬による常陸の南軍制圧が実現する康永二年（興国四年）には、興良親王が小山城に入っている。これについて横井金男氏は「親王自ら身の危険をかえりみずに小山朝氏の説得に向かった」とされ、また佐藤進一氏は「小山氏が進んで南北両朝に対する第三の王朝を擁立するもくろみだったかもしれない」としておられるが、⁽³⁴⁾北畠親房もその御教書の中でこの興良親王の行動について「楚忽之御振舞ニ候間」と述べているように、⁽³⁵⁾親王自身の独断による行動であつたらしく、またこれまでの検討から考えて小山氏自らの積極的策動は到底想像できない。こうして南朝方にとっても小山氏の因循な態度はなおも続き、貞和二年四月十三日には、最後まで明確な態度と行動を示さないまま惣領朝氏は死去してしまふのである。⁽³⁶⁾

註

- (1) 貞朝（秀朝の父）が元徳二年に四九歳で死去したという『常楽記』の記事（『市史』一四一号）を信じれば、秀朝は恐らく三十歳前後の若さで敗死した、と考えられよう。
- (2) 『尊卑分脉』には「朝郷」としてその註記に「小四郎、左衛門尉、改秀朝又改朝氏」とあるが、小稿では朝氏とする。
- (3) 小山文書同年八月三十日付後醍醐天皇綸旨（『市史』一五

五号)

- (4) 以上『太平記』卷十四(『市史』一五六・一五八号)・『梅松論』延宝本(同一五七・一五九号)
- (5) ともに『大日本史料』六一二所収の『参考太平記』に拠つた。
- (6) その場所は現小山市神鳥谷字曲輪にその跡が残る館か、或いは小山義政の時期には存在が確認される鷲城(小山市外城)のいずれかであろう。荒川善夫「寒河御厨と寒河郡」(『小山市史研究』四号)・『栃木県の中世城館跡』
- (7) ともに茂木文書(『市史』一六三・一六四号)
- (8) 同年十一月三日宇都宮毛原合戦に参陣した野本朝行も小山常丸祖母並びに桃井直常より、その着到及び軍忠に対する証判を得ている。(熊谷家文書建武四年八月日付野本朝行子息鶴寿丸軍忠状、『市史』一七八号)、佐藤一節註(4)掲書。
- (9) 上杉家文書同日付高師直奉書(『市史』一六五号)。佐藤一節註(4)掲書及び新川前掲論文。
- (10) この後暦応四年十月に中郡庄内の鴨部郷七分一は佐竹弥三郎に与えられており、(諸家文書同年十月二十日付室町幕府御教書、『大日本史料』六一六)これ以前に小山氏よりとりあげられていた可能性がある。
- (11) 松平基則氏所蔵文書同年十月二八日付斯波家長奉書(『市史』一六六号)
- (12) 『市史』一七八号
- (13) 『関城釋史』(『市史』一八〇号)有造館本結城古文書写(以後有・結と略す)興国三年十月十二日付北畠親房御教書写(同一〇八号)
- (14) 鏖阿寺文書同年九月二三日付小山朝氏請文(『市史』一八八号)佐藤一節註(4)掲書及び新川前掲論文。
- (15) 有・結、延元二年十二月二日付結城宗広書状写(『市史』一八二号)
- (16) 親房も小山氏が南朝方へ帰順すれば「足利方も不悦候様ニ聞候」と述べているように(松平基則氏旧蔵結城文書延元三年十一月二六日付北畠親房御教書写、『市史』一八五号、以後松・結と略す)このことによる北朝方の痛手を十分認識しているようである。
- (17) 松・結(『市史』一八六号)
- (18) 有・結(『市史』一八七号)
- (19) 相楽結城文書同年正月二二日付北畠親房御教書(『市史』一九〇号)
- (20) 『大日本史料』六一五
- (21) 松・結(『市史』一九三号)
- (22) 松・結(『市史』一九四号)
- (23) 『建武記』(『市史』一六二号)
- (24) 松・結(『市史』一九七号)
- (25) 新川前掲論文。
- (26) 『常楽記』(『市史』二二二一)によれば氏政は文和四年に二七歳で死去したとあるから、興国元年当時は十三歳ということになる。

- (27) 高柳光寿『足利尊氏』・佐藤進一『南北朝の動乱』、渡辺世祐『関東中心足利時代の研究』・永原慶二『東国における惣領制の解体過程』(『日本封建制成立過程の研究』所収)
- (28) 松・結(『市史』一九六号)
- (29) 小山朝氏が新田義興を立てて挙兵するという風説も、義興の家人の単独行動に端を發しており、義興自身「全不存知」ることであった。(『市史』一九七号及び松・結、興国二年五月二五日付北畠親房御教書写、同一九八号)
- (30) 伊藤喜良「鎌倉府覚書」(『歴史』四二)二三頁註(7)。なお前註(21)引用文書中に「千葉一族自去年連々申旨候、于今雖不表其色」とある。
- (31) 『市史』一九四・一九六号
- (32) 有・結、同年八月二一日付北畠親房御教書写(『市史』二〇〇号)
- (33) 相楽結城文書興国二年九月北畠親房御教書断簡(『市史』二〇一号) 同文書同年十月二六日付北畠親房事書(同一〇四号)
- (34) 横井金男『北畠親房文書輯考』・佐藤前註(27)掲書。なお『栃木県史』通史編中世の整理による。
- (35) 伊勢結城文書興国四年五月六日付北畠親房御教書写(『市史』二一〇号)
- (36) 『常楽記』(『市史』二二三号)

南北朝初期における小山氏の動向

四 小山氏庶流藤井氏の動向

建武四年正月十六日付伊賀盛光代麻績盛清軍忠状⁽¹⁾によれば、この前日陸奥国菊田庄滝尻にある「小山駿河権守」なる者の館が北党石川松河四郎太郎等によって攻められている。これに関して湯山学氏は、この駿河権守はさき⁽²⁾にあげた興国二年八月二一日付の北畠親房御教書に「藤井駿河前司後家」とあることより、小山氏庶流の藤井氏一族である、としておられる。また氏は、鎌倉末の嘉歴・正慶年間に陸奥国好島庄の遵行に際して結城宗広と共に両使を務めた「小山出羽入道」を、尾張国海東中庄を伝領した「小山出羽入道円阿」に比定され、さらにこの円阿は元享三年十月末の北条貞時十三回忌に際し小山貞朝(或いは秀朝)と共に銭・砂金を贈った「小山出羽前司」⁽⁴⁾則ち藤井宗朝ではないか、としておられる。⁽⁵⁾以下小山本宗家との関係を中心に藤井氏の動向を探っていききたい。

藤井氏は都賀郡藤井よりおこったとされ、⁽⁶⁾その城館は菊地卓・和久井紀明氏等の調査によれば現壬生町藤井字大御堂及び字宿坪にその跡が認められる、⁽⁷⁾という。その祖が小山長村の子時朝であり、その後時朝(時村)―宗朝―貞宗―政秀と続いたことは諸系図の一致するところである。鎌倉末期に小山出羽入道が陸奥国好島庄の遵行を命ぜられてい

るのは、湯山氏の指摘されたように小山氏が隣接する菊田庄の地頭職を保持しているからであり、さらに氏の小山出羽入道（8）藤井宗朝という比定に従えば、藤井氏一族も同庄内に所職を持っていたことになる。延元元年四月の建武政府の武者所の交名にみえる「藤原政秀」は、そのまま信じれば宗朝の孫政秀（9）に比定し得るが、これは既述したように註記に「小山五郎左衛門」とあることや、後にみるような政秀の政治的動向を考えあわせると、小山朝氏・氏政兄弟の叔父政政、としておきたい。¹⁰そして本節冒頭であげたように、建武四年正月には小山駿河権守なる藤井氏一族が菊田庄内に館を構えて明らかに南朝方としての軍事行動を示している。ところが同年十月には「小山出羽小四郎判官」が、好島庄内の所職の領有に関する実否調査を幕府より命ぜられており、¹¹これが政秀とすれば、藤井政秀は陸奥国内において北朝方として活動していたことになる。

則ち同じ藤井氏でも南北両党に相分れて行動していたわけである。¹²延元四年二月、南朝春日中将顯時の軍が下野国内において攻略した城の中に箕輪城があるが、和久井・菊地両氏はこれを既述した藤井氏の館跡近くに城跡を残す箕輪城に比定され、同城が遅くとも南北朝内乱期には築城されていた、と推測しておられる。¹⁴これに従えばこの時期下野国内の藤井氏の中には北朝方として行動した者がいたこ

とになる。やや下って既述した興国二年八月の親房御教書（3）には、「藤井駿河前司後家」及び「彼後家親父等」が小山惣領家の南朝方への帰順のために奔走していたことがみえる。

これは湯山氏の指摘されたように、建武四年正月の小山駿河権守の行動と照応する。¹⁵また、興国三年十二月二日付親房御教書写には、「藤井出羽権守宗秀」なる者がやはり南朝方として行動している。¹⁷さらに康永二年九月日付結城親朝注進状案に、親朝と共に足利方へ帰順した者として「藤井五郎左衛門尉朝貞」がみえ、この人物もそれ以前は南朝方として行動していたと考えられる。

以上検討してきたように小山氏庶流の藤井氏は、本貫地の都賀郡藤井に住する者と陸奥国菊田庄内において活動する者（19）に分かれており、一族内でも或る者は北朝方として一貫した行動を示すが、或る者は南朝方として小山本宗家の帰順工作にあたっている、という状態であることが明らかである。こうしたことは結城氏をはじめとする小山氏庶流の諸氏に共通している。荒川重雄氏は内乱期の長沼氏について、鎌倉末期に奥州岩瀬郡白河に移った惣領家は早い時期から足利方に組したのに対し、下野国長沼庄に残留した庶子家（駿河守系）は惣領家の統制からの離脱という欲求を背景に南軍に傾斜していく、としておられるが、この指摘

は既にあげた康永二年九月の結城親朝の注進状（以後「注進状」と略す）にも長沼氏一族が十名あげられていることから（20）も正しいと考える。

註

- (1) 飯野八幡社古文書、『市史』一六七号
- (2) 菊田庄は鎌倉初期文治五年に幕府の奥州平泉の藤原氏征伐における勲功の賞として小山氏に与えられたといわれ（大石直正他『中世奥羽の世界』）、また寛喜二年小山朝政が嫡孫長村に譲った所領・所職の中にも同庄の名がみえる。（小山文書同年二月二十日付小山朝政讓状、『市史』一〇二号）
- (3) 前節註(32)参照
- (4) 二節註(1)参照
- (5) 湯山前掲論文
- (6) 太田亮『姓氏家系大辞典』
- (7) 菊地卓「藤井城についての覚書」（『小山市史研究』六号）、和久井紀明「藤井氏と藤井城周辺」（同四号）
- (8) 三節註(23)参照
- (9) 政秀は系図によれば「藤井小四郎、従五位下、出羽守、足利基氏に仕へ、延文五年二月、新田氏と戦いて討死す」とあり、最後まで北朝方として活動したことを伝えている。（太田前掲書）また観応二年十月、吉良貞家より相馬親胤と共に陸奥国東海道守護職を宛行われている「小山出羽判官」は、或いは政秀であろうか。（相馬文書同年十月二六日付吉良貞

南北朝初期における小山氏の動向

家補任状、『市史』二二八号）

- (10) 和久井氏は前掲論文の中で「政秀は小山朝氏・氏政兄弟の叔父として南北朝期に小山氏本宗と親密な関係にあった」と、小山秀政Ⅱ藤井政秀に比定しておられるが、既に見たように朝氏・氏政兄弟の叔父秀政は南朝方との密接な関係がうかがわれ、終始北朝方として行動していた政秀とは一致し難いように思う。
- (11) 飯野八幡社古文書同年十月二八日付引付頭人二階堂時藤奉書（『市史』一八一号）
- (12) なお菊田庄内金成村には小山氏の系譜をひくといわれる岡本氏が地頭職を保持していた。木田一「中世岩城地方における小山氏」（『福島史学研究』十七・十八号）
- (13) 松・結二号同年三月二十日付北畠親房御教書写（『県史』中世三）
- (14) 和久井・菊地前掲論文
- (15) 湯山前掲論文
- (16) 白河証古文書（『市史』二〇九号）
- (17) 湯山氏は前掲論文の中で宗秀Ⅱ政秀としておられるが、これも前註(9)・(10)でみたように別人と考えた方が適當ではないだろうか。
- (18) 結城朝嘉氏原藏結城文書一〇号（『県史』中世四）
- (19) 藤井氏の中には、菊田庄内上遠野郷を領し上遠野氏を称した一族がいた。（湯山前掲論文）この一族は小山義政の乱に際して官軍に属し、幕府より同郷の安堵を得ている。『福島

「県史」七古代中世資料。

(20) 荒川重雄「中世下野の在地領主制に関する一考察——とくに長沼氏について——」(『栃木史論』十三・十四号)

五 その他の小山氏庶流の動向

ここでは藤井氏以外で『小山市史』史料編中世に散見する小山某の動向をさぐると共に、その実名比定を試みたい。

小山余次郎朝貞 建武四年二月十五日に、足利直義の命により茂木知貞の下野国茂木保内五ヶ郷等の所領の領有の実否について請文を提出しているが、他に紀伊・陸奥・丹波の所領も対象地であり、朝貞が茂木保内の所領を担当した、という確証はない。或いは結城親朝の「注進状」に見える「藤井五郎左衛門尉朝貞」と同一人か。

小山次郎左衛門尉政景 延元三年九月、北畠親房より下野国中泉庄泉川郷・皆河庄息居郷を勲功の賞として与えられた。(3) 荒川重雄氏や永原慶二氏は小山本宗家の一族としてとらえておられるようであるが、この政景は「注進状」の中にみえる「(村田)修理亮政景」と同一人、則ち小山氏庶流村田氏一族中の人物ではないだろうか。(4)

小山安芸権守 延元三年十一月十一日付親房御教書写によれば親房よりその忠節を賞せられているが、この人物も

「注進状」にみえる「(村田)安芸権守政胤」と同一人、則ち村田氏一族と考えられる。

小山長門権守 小山安芸権守の共に親房より忠節を賞せられ、また興国元年十月十日付親房御教書写に結城一族中として軍忠を賞せられているが、この人物も「注進状」にみえる「(村田)長門権守胤成」と同一人であろう。

以上のように、史料上「小山」の姓でみえる者もその多くは小山氏から分れた村田氏一族中(おそらく庶流)の人物であることが明らかになったが、その庶流ゆえの独自の行動は小山本宗家の政治的動向を探るにあたっては無視できないものがある、と考える。

註

- (1) 茂木文書同年七月三日付足利直義下文(『市史』一七二号)
- (2) 中泉庄の一部には結城宗広の所領が既に存在し、結城氏と小山政景との関係を推測させる。(白河証古文書延元元年四月二日付結城宗広讓状写、『市史』一六一号)
- (3) 『光明寺旧記』同年九月五日付北畠親房下文写(『市史』一八三号)
- (4) 荒川・永原前掲論文。なお村田氏は小山朝政の四世孫朝村(政村)を祖とする。(吉田東伍『大日本地名辞書』)
- (5) 松・結(『市史』一八四号)
- (6) 三節註(22)参照

六 おわりに

以上五節にわたって南北朝初期における小山氏の動向を検討してきたが、その結果、

(ア) 足利尊氏の離反から建武四年末までの段階においては明らかに北朝方としての行動を示しており、それ以後は外的条件としては東国における南軍勢力の強大化、内的条件としては「兄弟合戦」に示されるような小山惣領家の内部矛盾等により、(基本的には北朝方、と推定されるが表面上は)南朝方・北朝方のいずれともつかない不明な態度を示すに至ったこと

(イ) 小山惣領家に対し積極的な南朝への帰順工作を進めた小山氏庶流の藤井氏の一族にも、一貫して北朝方としての行動をとり続けたらしい人物も存在すること

(ウ) 『小山市史』史料編中世に散見する小山某の多くは、小山氏庶流村田氏一族であるらしく、こうした一族も結城親朝の北朝帰順と同時に足利方へ寝返っていること

等が指摘できた。このうち(ア)に関しては、検討した年代が小山朝氏の死去した貞和二年までであり、それ以降の情勢把握をふまえた上での立論が是非とも必要である。これについては今後の課題としたい。なお藤氏一揆・興良親王の小山城入城の評価などに関しては異論も多いことと思う

が、先学の御叱正・御教示をお願いしたい。

註

(1) 三節でみたように、少なくとも暦応二年九月までは小山朝氏が北朝守護として活動したが、その根拠の一つである。